

図書館を利用する際には、利用者登録し、利用者カードの番号をキーに貸出等が展開される。同様に、病院の診察券、クレジットカード、電器量販店のポイントカード、航空会社のマイレージカードなど公共・民間を問わず、さまざまな領域で、それぞれに異なる個別のナンバーが付与され活用されている。こうした個々に付与される公共・民間の各種カードナンバー等を情報として統合し、一元的に利用可能にしようとするのが「マイキープラットフォーム構想」である。構想ではこの仕組みを地域振興に結び付けることも意図している。

「マイキー」は、マイナンバーカードの公的個人認証の機能であり、国や地方自治体に加え、民間も利用可能な仕組みとなっている。官民共に活用できるマイナンバーカードの機能を、住民生活の利便性向上(病院・図書館・駐輪場等公的施設の利用カードや既存商業者のポイントカード等)や地域政策の展開(民間ポイントの地域政策への活用等)など多面的に活用しようとするのが「マイキープラットフォーム構想」である。この構想には、民間と地方自治体がそれぞれに展開するポイント制度等を統合して活用の領域を広げつつ地域政策に反映させる意図が組み込まれている。その前提として、情報インフラ面では、民間と地方自治体のポイントを管理するクラウドの形成等が必要となる。

以上の展開には、第 1 として、マイナンバーを官民の各種利用者カードとして活用する仕組みづくりが必要となる。この仕組みには、①マイナンバーカードの本人確認機能と、②利用者番号(マイナンバー以外の利用に伴う番号)とを結びつける伝達機能が必要である。なお、この仕組みは、マイナンバーカードのもつ個人認証機能の活用を基本としており、税・社会保障等に利用を限定しているマイナンバー自体とは直接に関係しない。本人確認自体も、マイナンバーで行うのではなく、

地方自治体で発行されたマイナンバーカードの本人確認事項を利用して実施するものである。

第 2 に、官民から利用者付与された各種利用者番号をマイナンバーカードをハブとしてつなぎ合わせる管理システムが必要である。このウェブ上の管理システムとして構築されるのがプラットフォームであり、多数の利用者番号の使用をマイナンバーカードで可能にすることを望む利用者が登録・活用する仕組みである。なお、この登録によって、プラットフォームが利用者の各種属性情報を取得することはない。プラットフォームは、各利用者間を繋ぐ役割のみを担うものであり、そのための管理機能とセキュリティ機能を担う場である。

利用者番号を提供する官民のサービス事業者は、プラットフォームに登録し、暗号化された特定通信を通じて端末操作を可能にし、利用に供することになる。このプラットフォームの活用において不可欠となるのが「マイキーID」である。これは、さまざまな利用者番号を一つに束ねる番号である。マイキーID は、希望者だけが作成し、変更・破棄可能な仕組みとして構築される。なお、同様の仕組みは、マイナンバーカードに付与されている IC チップを活用することでも実現できる。但し、全国規模で官民を通じた多様な活用を意図する場合、機能面で限界が生じる可能性がある。

情報通信革命は、インターネット、クラウドをはじめとする通信手段の問題にとどまらず、人間社会の情報の流れや質・量を変化させ、個人、また人間集団の意思決定の構図に影響を与えることで、地域の経済社会活動の質にも変化をもたらす。情報は、組織・地域・国の内外を問わない人間関係を形成するための中核的要素である。したがって、「マイキープラットフォーム構想」は、官民パートナーシップによる地域政策のハブとして位置づけ、捉えていくことが必要である。